

広島市水道局規程第 1 1 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

広島市水道局就業規則及び広島市水道局職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村 上 裕 之

広島市水道局就業規則及び広島市水道局職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部を改正する規程
(広島市水道局就業規則の一部改正)

第 1 条 広島市水道局就業規則（昭和 2 8 年広島市水道局規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 7 条第 2 項第 1 号中「配偶者」を「2 2 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子」に改め、同項第 2 号中「子及び」を削る。

第 3 3 条の 2 第 2 項中「午前零時から午前 5 時」を「午後 1 0 時から翌日の午前 5 時（同日が週休日又は休日の場合は、同日の午前零時）」に改める。

附則第 2 項を次のように改める。

2 平成 1 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日までの間、別表第 4 第 1 5 項に規定する休暇については、同項の規定にかかわらず、次の

各号に掲げる子の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間又は時間とする。

(1) 第1子 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、3日（職員の妻の出産の日の翌日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間に、週休日、休日及び代休日を含め1週間以上の連続する休暇（同項に規定する休暇及び年次有給休暇に限る。）を計画的に取得する場合にあっては、7日）を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

(2) 第2子以降 職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後1か月を経過する日までの間において、7日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間

別表第4第11項中「女性職員の」を「女性職員が」に、「7日以内」を「14日を超えない範囲内」に改め、「期間」の右に「又は時間」を加える。

別表第4第17の項事由の欄を次のように改める。

17 子（配偶者の子、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親で

ある職員に委託された児童を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員又は孫(子の子をいう。以下この項において同じ。)を有する職員が、次の各号に掲げるその子又はその孫(以下この項において「その子等」という。)の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める行為を行う場合

(1) 中学校就学の始期に達するまでのその子等 その子等の看護等

(負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話、予防接種若しくは健康診断を受けるその子等の世話又は感染症の予防のために臨時に休業となった学校等若しくは学校等の行事の実施に伴い休業となった学校等に在籍するその子等の世話を行うことをいう。)又はその子等が在籍し、若しくは在籍することとなる学校等が実施する行事への出席

(2) 中学校就学の始期から15歳に達する日以後の最初の3月31

日までの間にあるその子等(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者に限る。) その子等の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子等の世話又は予防接種若しくは健康診断を受けるその子等の世話を行うことをいう。)

(広島市水道局職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部改正)

第2条 広島市水道局職員の管理職員特別勤務手当の支給に関する規程

(平成4年広島市水道局規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「午前零時から午前5時」を「午後10時から翌日の

午前５時（同日が週休日等の場合は、同日の午前零時）」に改め、同条第４項を次のように改める。

４ 次に掲げる場合には、第２条第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第２項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。

(1) 第２条第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合

(2) 第２条第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合

附 則

１ この規程は、令和７年４月１日から施行する。

２ 第１条の規定による改正前の就業規則第２７条第２項の規定は、令和１０年３月３１日までの間は、なおその効力を有する。